

学校感染症・出席停止について

| 分類 | 病名 | 出席停止の基準（※医師の判断を優先） |
|-----|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（S A R S）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H 5 N 1） | 完全に治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ | 発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症後 5 日、かつ、症状軽快後 1 日が経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| | 麻しん（はしか） | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで |
| | 結核 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 第三種 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | 溶連菌感染症 | 適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能 |
| | 手足口病 | 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |
| | マイコプラズマ感染症 | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 |
| | 感染性胃腸炎／流行性嘔吐下痢症 ※風邪等での胃腸炎は含まない | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能 |
| | 伝染性紅斑（りんご病） | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |



（学校感染症のうち、通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症は除く）

左の表は法律で定められた、学校で予防すべき感染症（集団感染のおそれのある疾病）の種類です。

学校感染症での欠席は、基本的に出席停止扱いとなります。

病欠が長引く生徒がいた場合は、疾病名等を確認してください。

※この表に載っていないなくても、医師と校長の判断により、第三種感染症として扱うことがあります。

※「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を取ることができる感染症です。そのため、基本的には病欠扱いと捉えてください。

●学校感染症と診断された生徒がいる時●

①養護教諭に感染症が発症したことをご連絡ください

②保護者に「治癒証明書」もしくは「登校許可書」（病院によって名称が異なります。）等を、病院から発行してもらうよう伝えてください。
「治癒証明書」は生徒が登校開始する際に、学校へ提出してもらいます。

※市川市ではインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症についてのみ、治癒証明書等の提出は必要ありません。